

子ども・若者支援専門職 養成ガイドブック ー ワーク編 ー (sample改訂版)

本紙はサンプル版です。

2022年3月

子ども・若者支援専門職養成研究所



ワークもくじ

(収録内容)

I 子ども・若者支援の課題把握 -----

- 1-1 「子どもの権利条約」を使ったワーク
- 1-2 「子ども・若者自立モデル」を使った支援の役割ワーク
- 1-4 「第三の領域」を用いて自分たちの立ち位置を考えるワーク

II 支援方法論の把握・活用 -----

- 2-2 集団・コミュニティ形成への支援
- 2-B-2 自立を考えるワーク
- 2-B-3 ペアレント・トレーニングの考え方を理解する
- 2-B-3 注意の仕方

III 社会性・寛容性・連携力 -----

- 3-1 連携・ネットワークを考えるワーク

「子どもの権利条約」を使ったワーク

ワークショップをやってみよう

<ワークの目的>

講義を踏まえ、子ども・若者支援の基礎となる「子どもの権利条約」の理解を深めるため、物語カードを活用するとともに、オリジナルの物語を作成し課題共有を図ります。

<到達目標>

- 「子どもの権利条約」の4つの側面(生きる、育つ、守られる、参加する)の基礎をなす子どもの遊びと休息、“views”尊重の意義を理解できる。
- 自らの支援活動との関わりについて説明できる。

時間	内容	概要
30分	ワーク1	“子どもの権利条約”の理解 説明と個人作業(ミニワーク記入)
50分	ワーク2	ワーク2A 子どもの遊び・休息、“views”
		ワーク2B “世界と日本の物語カード”の活用
		(15分) 個人作業(物語シート記入) (25分) シートを踏まえたグループワーク(1グループ：4~6人) (10分) グループからの発表(3グループ程度)
10分	まとめ	

ワーク1 “子どもの権利条約”の特徴 (30分)

(1) 3つの“P”

Protection (保護)、 Provision (提供).....従来の原則
家庭的環境の中での正しい庇護(睡眠、食事、遊び)
児童労働の一定年齢に達するまでの禁止
教育への権利の保障

Participation (参加).....新しい原則
意見表明権、市民的権利の保障

(2) 条文の構成.....条文確認してみましょう!

- 1~4条 基本的事項
- 5~11条 親、名前、国籍などのアイデンティティ
- 12~17条 市民的権利
- 18~21条 親の責任と虐待防止など
- 22~27条 医療・社会保障
- 28~31条 教育・文化権
- 32~40条 搾取からの保護

- 子どもの権利条約(1989年11月20日国連総会採択)ユニセフ版
(<http://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/kenri/syo1-8.htm>)

第1条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかない

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れ去られない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめる、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのぼしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条 休み・遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条 麻薬・覚せい剤からの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

<ミニワーク：個人作業>

「子どもの権利条約」(ユニセフ版)を読んでみて、興味を引いた条文を3つ挙げて下さい。また、その理由についても書いて下さい。

- (1) 条：理由()
- (2) 条：理由()
- (3) 条：理由()

ワーク 2A 子どもの遊び・休息、“views” (60分)

奈良教育大学での不登校支援の取り組み「居場所ねいらく」は、「心のエネルギーをためる」を大切な価値として活動しています。それは、まさに子どもの権利条約第31条「遊びと休息の権利」と第12条「意見表明権」(子どもの“views”への受容的・応答的対応)を踏まえた取り組みといえます。

<「遊びと休息」に関わる物語>

Aさんは、中学生2年で初めて来所したとき、背中を丸め、下を向き、一步が20~30センチと足を運んで、面談に使っている「しずかスペース」に何とか入ったといった感じでした。母親からも学校に行けないことやイラストばかり描いていることを責められ、まわりから受け止められ理解してもらうことがなかった様子でした。毎週“しずかスペース”で自分のしたいことを静かにし、学生ボランティアと関わる中で、エネルギーをためていく様子がうかがわれました。徐々に興味・関心のあるもの(描きためたイラストや制作中のネットゲームのスケッチなど)を持ってきてくれたり、これからやりたいと思っていることを話してくれたりするようになりました。中3に向けての春休みにはバドミントンを外の大学構内でできるようになり、何年ぶりかで体を動かして筋肉が痛いときさやいていました。中3からは、居場所には引き続き参加しながら、居場所以外の曜日は学校に通えるようになりました。紆余曲折はありながら、自分で選択した高校に進学し、今は自分の専門を生かせる進路をめざしています。

<「子どもの“views”」に関わる物語>

中学1年生のTくんは、小学校4年生頃から不登校です。みんなが同じことをする集団活動や目的がハッキリしない取り組みには参加をする意味を感じず、それをきちんと説明しない場合には不信感を持つ傾向があります。そのため、自分の考えや思いを受け止めてもらえる場や関係性を求めているといえます。居場所ねいらくに来た小6の頃は、一人で特定の学生ボランティアと携帯ゲームで話をしたり、静かに過ごしていました。その中から、同じ中学生で同様に関係性に悩む2人とゲームを通して話ができるようになり、中1の夏頃からは3人で楽しそうに時間を過ごせるようになり、それが彼にとって大きな意味をもつようになっていきます。

そして、まだ2人が来ていない場合には、時々どんなボードゲームがあるのかと棚を探ってみたりすることもあります。以前、将棋セットを見つけると「こんなものがあるんだ！どうやるか忘れたかな。」というので、「少し将棋やってみる？」と誘ってみると、「あまりやったことないけど、すこしやろうか」と関わってくれました。他方、最近参加してきた中学生が別の席で同じスイッチのゲームをしているので、「最近来たあの子と一緒にゲームやってみない？」と聞くと、今度は明確に「イヤです！」と返答がありました。「分かった。」と返すだけに留めました。

将棋の場合には、Tくんの“views”や選択肢にあり、それに関与するかどうかの判断です。後者の別の中学生との関わりは全く彼の選択肢になく、突然持ち込まれどうして対応して良いか分からないことから、拒否の返答はうなづけるものです。いずれこの中学生とも関わり合いができるきっかけが今後あるかもしれません。

<ワーク2Aの課題>

子どもの権利条約の第12条と第31条に関わって、次頁の物語を参考にして、自分なりの物語を作って下さい。また、それが何条に関わっているかを示して下さい(複数に関わっても可)。

● 「遊びと休息」に関わる物語

● 「子どもの“views”」に関わる物語

ワーク 2B “世界と日本の物語カード”の活用 (60分)

「世界の子どもたち」物語カード

- A) 私が幼かったころ、私の家は医療センターからとても遠いところに住んでいたの、私は予防注射を受けたことがありません。今、私は8歳ですが、ポリオ(小児まひ)にかかっています。(第 条)
- B) 私たちの兄弟は、地元の学校に通っていますが、私一人が娘なので、親は私在家で仕事を手伝うよう期待しています。それで私は学校へ行けません。私は7歳です。(第 条)
- C) 私は15歳で、大きな町に住んでいます。道で会った男の人に覚醒剤を売る手伝いをすれば、たくさんお金をやると言われました。その人は私にもすこし覚醒剤をやらせてくれ、今はいつもその人から買っています。(第 条)
- D) 私は6歳で、家は金持ちではありません。私たち家族は2つの小さな部屋に暮らし、水は1キロ離れた井戸から運んでこなければなりません。私の村には家の中にトイレはなく、通りの向こうの地面に掘った穴を使っています。(第 条)
- E) 私の国は、隣の国と3年間戦争をしています。ある日、兵隊さんが家にやって来て、私の身体が大きいし、丈夫そうなので軍隊に入れと言いました。私は13歳です。(第 条)
- F) 私や私の家族がいつも使っている言葉を、学校の先生は全く使いません。先生たちは、その言葉を許してくれず、英語を覚えなさいと言います。私は10歳です。(第 条)
- G) 私は12歳ですが、9歳の時から夏だけ農園で果物を収穫する仕事をしています。農園の人は、毎日働いてほしいと言います。私がもらってくるお金で家族は少し多く食料が買えます。(第 条)
- H) 私は毎日学校に行っています。帰宅すると夕方まで家の店の手伝いをします。それから夕飯を食べて、食器を片づけ、弟たちの面倒を見ます。弟たちが寝た後で、宿題をやると思うのですが、いつもとても疲れてそのまま寝てしまいます。(第 条)

「日本の子どもたち」物語カード

- A) 私は13歳の中学生です。私に父はなく、母親は酒飲みでよく酔った勢いで暴力をふるいます。家事はすべて私がやり、友達と遊ぶ時間ありません。時には学校へ行けない日もあります。母に訴えても、逆に叱られるのみです。(第 条)
- B) 私は韓国人なので、韓国の文化で生き、礼服にはチマチョゴリを着ます。しかし日本では日本の名を持ち、韓国の文化を出すことはありません。なぜかよくないイメージを持たれているからです。(第 条)
- C) いつも母が郵便受けから郵便物をとってきます。そのため、時々母は私の手紙を読んでいます。しかも、そのことについて私が怒ると、親は子どものことを知らなければいけないと言います。(第 条)
- D) 私の友達は覚醒剤をしています。私がやめるように訴えても、「大丈夫だよ、万が一ばれても未成年は罪が軽いから」と言って聞き入れてくれません。身体にも良くないし、人生を台なしにしてしまいそうで、とても心配です。(第 条)
- E) 私は車イスに乗っています。実際に街中では道の段差が多くて、すごしくいです。(第 条)
- F) 私は、中国から、親の仕事の関係で、日本に住んでいます。まだ、日本での友だちもいなくて、言葉も通じないので、ほとんど学校に行かず、家に閉じこもっています。(第 条)
- G) 自分の家で信仰している宗教は、皆に受け入れられない宗教なので、嫌われるといやだから人前で話すことができません。(第 条)

<ワーク2Bの課題>

子どもの権利条約の条文に関わって、“世界と日本の物語カード”を参考にして、自分なりの物語を作って下さい。また、それが何条に関わっているかを示して下さい(複数に関わっても可)。

【解答例】

● 世界の子どもたち 物語カード

- A) 24条 B)28条 C)33条 D)27条
E) 38条 F)30条 G)32条 H)31条

● 日本の子どもたち 物語カード

- A)19条 B)30条 C)16条 D)33条
E)23条 F)28条 G)14条

「子ども・若者自立モデル」を使った支援の役割ワーク

ワークショップをやってみよう

<ワークの目的>

講義(子ども・若者支援の基礎概念：居場所、自尊感情、対話、自立)を踏まえ、自立の5側面を示した「子ども・若者自立モデル」を活用して、当事者の問題状況と支援の課題を整理し言語化します。

<到達目標>

- 子ども・若者の自立ならびに自己形成は、個人的側面だけではなく、関係性の中での相互作用、成長があることを理解する。
- 自らの支援活動がどの側面と関わっているかについて説明できる。
- 連携先にどのような役割を期待するのかを整理できる。

時間	内容・概要
10分	ワークの目的・内容説明
35分	事例検討を踏まえたグループワーク1
35分	事例検討を踏まえたグループワーク2
10分	まとめ(専門性への示唆を入れる)

グループワーク1 本人が困っていなく、働きたくないケース (35分)

「子ども・若者自立モデル」を活用しながら、下記の事例について①と②についてグループで考えてみましょう。

20分 事例検討を踏まえたグループワーク

15分 グループからの発表 (4グループ程度)

<事例>

28歳男性。アニメ関係の専門学校は呼吸器系の病気を抱えつつ何とか卒業するも就職はせず、今まで一度も働いたことがない。

相談員の一般的な質問には面倒そうに短く答えるだけ。仕事の話には「今のところ働く気はありません」と言う。働かない理由についての質問には不機嫌そうに答えを拒否する。就労についての会話がなかなかできない。

来所相談の場に来る理由は、両親からの「なぜ仕事をしないのか」と迫られることを回避するためである。来所相談に通いだしてからは親の圧力は少なくなったようなので、面談の継続を希望している。

なお、平日には夕食を作ったりしている。その報酬として、母親から月3万円(洋服代などは別にもらえる)をもらっている。出費はアニメ関係の映画、本、携帯代のみである。

6か月かけて少しずつ聞き取りはできたが、関係性は十分ではない。

- ① 「ワークシート：「自立の5側面」を参考に、自分の体験・経験領域を整理しよう」を活用して、課題を整理する。

② 関係性の結び方について

※考え方のポイント

発達の側面での課題は特になく、食事作りなどを含め生活を自律的に送ることができている。文化的側面での話題を中心にしながら、自分の関心あるアニメ関係の居場所的な関わり(社会的側面)にいきなっていくのも一案である。それを通じて、経済的側面のイメージを育み、就労支援の活動にも関わっていくことができればという方向性が考えられる。

グループワーク 2

福祉の支援が必要なケース (35分)

「子ども・若者自立モデル」を活用しながら、下記の事例について①と②についてグループで考えてみましょう。

20分 事例検討を踏まえたグループワーク

15分 グループからの発表 (4グループ程度)

<事例>

22歳男性。小学校低学年の頃から不登校状態である。祖母、母、妹と暮らしている。母は家にいることが少なく放任状態である。ときどき家に帰ってきて月3万円程度をくれる。祖母(最近では認知症の傾向あり)は年金生活で、妹もずっとひきこもり状態である。

自分がしっかりしなければと思っているが、知り合いに紹介してもらった福祉施設の仕事を1ヶ月半ほどで辞めている。「仕事でわからないことを言葉にして説明できない」と言っている。一般就労は難しいのではないかと支援員は感じている。発達障害の疑いがあるが、本人はまったく自覚がない。

また、経済的にも困っている。収入を得ながら家族で生活していけるような支援を必要としている。

- ① 個人作業でした「ワークシート：「自立の5側面」を参考に、自分の体験・経験領域を整理しよう」を活用して、課題を整理する。

② 関係性の結び方について

※考え方のポイント

当事者自身に発達の側面での課題があるとともに、家庭全体に対する支援の枠組みの中で重層的な関わりを必要とする。本人の困りごとを聴き取りつつ支える相談支援をする中で、居場所となる場の確保(文化的側面と社会的側面)、医療につなげつつ、経済的側面での就労支援等の方途を探る必要がある。いずれにしても、関係者を含めた支援会議において検討を要する事例である。(参照：I-1の第2節(3) 受容・相談、つながり・参加、コミュニティづくり：地域共生社会のための「重層的支援体制整備事業」)

「第三の領域」を用いて自分たちの立ち位置を考えるワーク

ワークショップをやってみよう

<ワークの目的>

講義(海外の動向を踏まえた、“第三の領域”としての子ども・若者支援の理解)を踏まえ、支援の取り組みの自己理解を兼ねて、目的、対象、ネットワークなどを整理するとともに、ワークを通じて支援の領域の広がり理解します。

<到達目標>

- 子ども・若者支援の領域に、ユニバーサルな側面とターゲット的な側面があることを理解する。
- 自らの支援活動について、支援の全体像を踏まえて説明できる。

時間	内容	概要
35分	ワーク1	(10分) ワークシート1の目的・内容説明 (10分) 個人作業(ワークシート記入) (15分) グループワーク(1グループ：4～6人)と交流
45分	ワーク2	(10分) ワークシート2の目的・内容説明 (10分) 個人作業(ワークシート記入) (15分) グループワーク(1グループ：4～6人)と交流 (10分) グループからの発表(4グループ程度)
10分	まとめ	質疑とまとめ

ワーク1 “第三の領域”としての子ども・若者支援とは (35分)

<第三の領域としての子ども・若者支援>

- 子ども・若者が抱える課題根の対応と焦点化(マイクロ)、ならびに連携の見通し(メゾ)、さらに地域的な包括的視点(マクロ)の各レベルでの支援の諸相についてとらえる必要がある。
- 家庭、学校とは異なる“第三の領域”の存在による移行支援の枠組みづくりが今日的課題である。

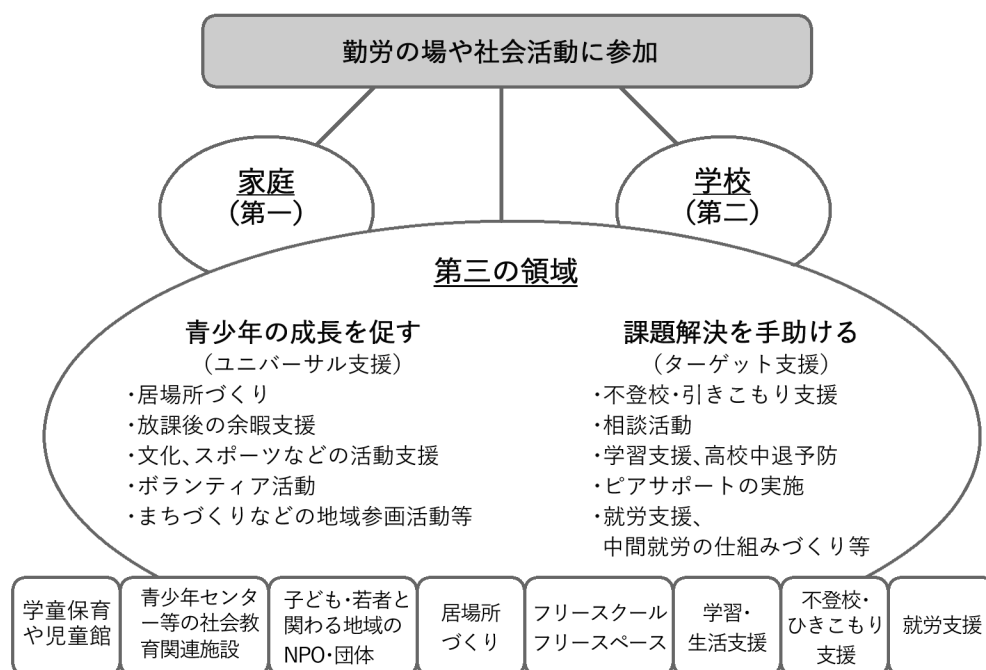


図1-4-1：第三の領域(不登校の理解と対応ガイドブックp50-51)

<子ども・若者支援の取組み>

以下は、研究プロジェクトに関わっていただいている団体の主な取り組みです。ホームページ等で調べてみましょう。

● ユニバーサルな取組み・活動

京都市ユースサービス協会 (<http://ys-kyoto.org>)/京都市青少年活動センター7館、ほか
 こうべユースネット (<http://www.kobe-youthnet.jp>)/神戸市青少年会館ほか3施設、ほか
 よこはまユース (<http://yokohama-youth.jp>)/横浜市青少年交流センターほか3施設
 さっぽろ青少年女性活動協会 (<http://www.syaa.jp>)/札幌市若者支援施設“ Youth+ (ユースプラス)”5館、ほか
 北摂子ども文化協会 (<http://hokusetsukodomo.com>)/(大阪府池田市)子どもの文化活動支援

● ターゲット的な取組み・活動

キャリアブリッジ (<http://career-bridge.info>)/(大阪府豊中市)就労支援
 山科醍醐こどものひろば (<http://www.kodohiro.com>)/(京都市山科区)子どもの貧困への取組み、地域づくり
 文化学習協同ネットワーク (<http://www.npobunka.net>)/(東京都三鷹市)不登校・ひきこもり支援、就労支援
 ハートハース (<http://www.geocities.jp/heartearth1994/index.html>)/(奈良市)不登校支援
 自立援助ホームあらんの家 (<http://web1.kcn.jp/arannoie/>)/(奈良市)児童養護施設等を退所した若者の自立援助
 アンダンテ農園 (<http://andante-noen.com>)/(奈良市)ひきこもり・障がい者就労支援
 なら人材育成協会 (<http://www.narajinzai.com/index.html>)/(奈良県高市郡高取町)就労支援、居場所づくり
 居場所「ねいらく」/(奈良市：奈良教育大学)不登校支援、居場所づくり

<ワークシート1：“第三の領域”としての子ども・若者支援とは？>

① 青少年期に学校外や地域での取組みへの参加や施設の利用経験はありますか。また、その時の印象はどうでしょうか。

■ 子ども会、青年団、地域のサークル活動への参加など

■ 児童館、青少年センター、少年自然の家、青年の家の利用など

■ その他の地域の取組みへの参加など

② 学校外の子ども・若者支援の役割や課題・期待することについて記述して下さい。

■ ユニバーサルな取組み・活動

■ ターゲット的な取組み・活動

◎ その他、意見・感想

ワーク2 自分たちの立ち位置を考える (45分)

<ワークシート2：自分たちの立ち位置を考える>

自分が関わっている取り組みについて、目的、対象、ネットワークなどを記入し、他者に説明して下さい。

● 所属団体 【例：奈良教育大学居場所ねいらく】

① あなたの事業の領域 ← 図I-4-1を活用

【例：不登校支援】

② 事業の内容……相談、居場所づくり、学習支援、就労支援、中間就労の場づくり、など

【例：居場所づくり、保護者相談、ケース会議設定・連携、支援者セミナーの開催など】

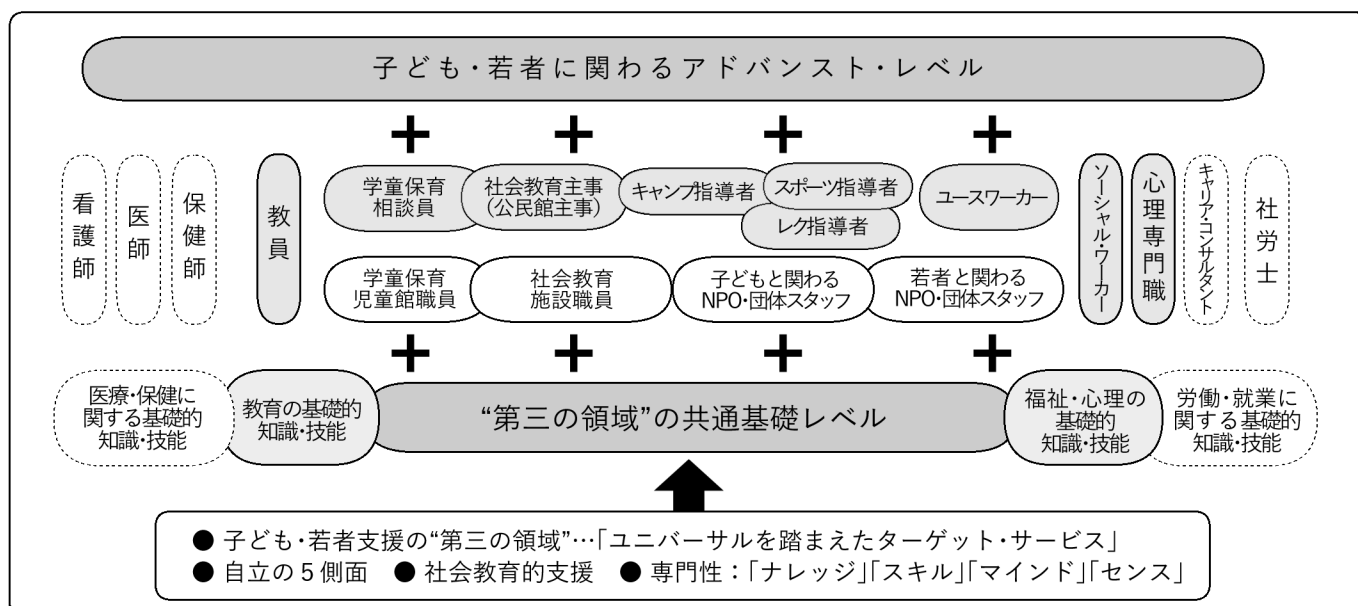
③ スタッフの専門性と人数 ← 図I-4-2を活用

(社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、キャリアコンサルタント、保育士 など)

【例：公認心理師、学校心理士、教員免許、社会教育主事任用資格 スタッフ：4名、学生ボランティア10名】

④ 主な連携先

【例：奈良県教育委員会生徒指導支援室、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課
奈良市教育委員会教育相談係、奈良市子ども未来部子育て相談課、奈良市福祉部福祉政策課、奈良市社会福祉協議会、地域の子ども・若者支援団体 など】



図I-4-2：子ども・若者支援に関わる人たち

主体性を尊重する支援方法

ワークショップをやってみよう

- <ねらい> 主体性を尊重する支援とは何か、集団・コミュニティ形成への支援がなぜ必要か、支援の方法について考える。
- <対象> 支援職、支援に参加する住民・青年(高校生、大学生を含む)
- <時間・体制> 研修2回(90分×2) 4～6人のグループ分け

研修1(90分)

オリエンテーション：今日のねらいの説明

ワーク1 子どもの権利と子ども・若者支援

あなたの身のまわりの子どもたちは、子どもの権利が守られていると思いますか？権利が侵害されていると思うこと、守られていると思うことをいくつでも挙げてください。(付箋利用)

(1) 個人ワーク

自分の経験を整理して、A3判のワークシートに付箋を貼り付ける。

	個人・家庭における課題	地域社会・社会における課題
子どもの権利の侵害 (後退・停滞)	子どもの権利が侵害されていると思うこと (変わらない、ひどくなった)	
子どもの権利の擁護 (前進・改善)	子どもの権利が擁護されていると思うこと (前進している、改善した)	

(2) グループワーク

発表して共有。挙げられた課題を、個人・家庭における課題と地域社会における課題に分けてみてください。

(3) 個人ワーク

挙げられた権利の侵害、権利の擁護を整理してみる。

(4) グループワーク

発表して、グループのワークシート(模造紙)に貼り付けて整理する。整理をすることで、気づいたことはありませんか。どんな支援のニーズがあると考えられますか。

(5) グループ発表

課題の整理と、気づきについて発表する。

講義 1

なぜ集団・コミュニティ形成への支援が必要か

(1) 構造的な子どもの権利の侵害

子ども・若者が個別の生きづらさや困り事を抱えていて、それに対して個別に支援・救済することはまったなしに求められています。しかし、そうした困り事が、社会的構造的に生まれているとすれば、個別の困り事に対応しているだけでは困り事をなくしたり減らしたりすることはできません。

たとえば、2010年代以降、小中学生の不登校が増えていること、いじめ認知件数が増えていること、児童虐待相談対応件数が20万件を越えました。そして、子どもの自殺率は増え続けています。

【子どもの自殺】

要因としての学校と家庭

【教育虐待】

東京のある区では、子ども相談機関職員や大学生ボランティアが入って学級崩壊の学校を支援する活動をしています。そこでは、担任教員と学級の子どもたちの信頼関係が崩れている状況がありました。一つの学校だけの問題ではなく、区に共通してみられる状況だということから、個々の教員の力量や子ども・保護者との関係性の問題というよりは、学校や家庭を取り巻く、中学校受験の制度、受験産業の情報・指導の影響と、多忙化して疲労する子どもたちの生活という構造的な問題があるように思います。

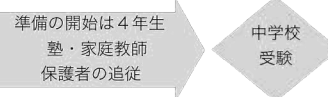
①

学級崩壊への支援に学ぶ

学級崩壊は、1990年代に全国的に広がりました。地域によって現れ方はちがいますが、現在もなくなってはいません。学級崩壊は、教員にとって大変困った状況ですが、子どもにとっても、子どもと教員の信頼関係が壊れ、子ども同士の信頼関係、集団への信頼が失われてしまいます。そして、その結果として、子どもの学ぶ権利、学校・学級に参加する権利、安心して過ごす権利が侵害されてしまいます。関東のある町では、相談機関が子どもや保護者からの訴えに応じて、職員や大学生ボランティアが入って学級崩壊の学校を支援する活動をしています。2018年の3月、学生とともに、その活動を見学してきました…

②

●問題の構造



子どもの多忙化、疲労、ストレス
生活の中心が、学校から塾・家庭教師へ
学校の授業がつまらなくなる、教師へのストレス発散、
教師不信、学級崩壊へ

(2) 子ども・青年の生きづらさの背景

①

子ども・青年の生きづらさとは？

●貧困・格差の形成

- ・近代社会、資本主義社会の成立
；地主と小作、都市と農村
- ・戦争
- ・バブル経済の崩壊；失われた10年
- ・世代に刻まれた貧困；8050問題

②

●夫婦・家族の不安定化

- ・資本主義社会の成立；家制度のゆらぎ
- ・3つの自由と危機
；職業選択、配偶者選択、居住地選択
- ・長時間過密労働、女性の就労
- ・家庭を支える生活共同の縮小
- ・「自己責任」論

③

●友人関係の不安定化

- ・居住地選択の自由；幼なじみ、竹馬の友の喪失；基本的信頼関係のゆらぎ
- ・学力による選別と分断
- ・学校における、友人関係の絶え間ない断捨離；いじめ・学級崩壊対策としてのこども関係の遮断；毎年のクラス替え、4月の友だち・居場所争奪戦

④

●地域共同体の縮小

- ・地域・自然と結びついた産業と文化の縮小
- ・大人たちの地域社会からの撤退
長時間過密労働、女性・高齢者の就労
- ・地域団体の縮小；子ども会、青年会
- ・少子化と世帯の少人数化；人の気持ちかわかる共感能力、感受性の基盤喪失

(3) 個別の支援と、集団・コミュニティ形成への支援の両方の視点が必要

固有の課題への接近：貧困、障がい、ジェンダー、異文化、民族

共有の課題への接近：①自由時間、自由な空間に支えられた自己決定

②信頼できる仲間・信頼できる大人との関係形成

- 共有する課題の解決に向けて、集団・コミュニティ形成への支援が必要になることについて考える。

ワーク 2 子ども・若者支援の課題

研修をふりかえって、子ども・若者支援の課題について、気づいたことは何ですか。考えたことは何ですか。

- (1) 個人ワーク：ふりかえり
- (2) グループワーク：発表して共有。

研修 2 (90分)

オリエンテーション：今日のねらいの説明

ワーク 1 子ども・若者支援の経験

今までに関わってきた子ども・若者を支援する経験について交流する。経験の中で、支援してよかったという経験、困ってしまった・失敗してしまったという経験はありますか。

- (1) 個人ワーク
自分の経験を整理してみる。

いつ頃	支援の対象・目的・方法	支援してよかったこと	困ったこと・失敗したこと
○			
○			
○			

- (2) グループワーク
発表して共有。

- (3) グループ発表
どんな支援に関わってきたか、支援してよかったこと、困ったこと・失敗したことについて。特に、困ったこと・失敗したことの中に、主体性を尊重できずに、傷つけてしまったこと、反発されたことなどがなかったか。信頼関係の形成がうまくいかなかったことがなかったか。

講義 1 子ども・若者の主体性を尊重する支援

子ども・若者の主体性を尊重する支援とはどうあるべきか。この問いの答えはそう簡単ではありません。子どもと大人との関係は、保護・被保護、養育・被養育、指導・被指導、評価・被評価など、大人が子どもを対象に働きかけるという固定的なタテの関係がほとんどであり、助け合うこと、学び合うこと、パートナーとして協力・協働することというヨコの関係は、家庭・学校・児童福祉施設・地域社会・社会教育関係団体の中で、自然発生的には生まれることは難しいのではないのでしょうか。

学校教育において、自由教育運動の中で生まれた児童中心主義的な実践の歴史的な蓄積があります。最近では、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間において主体的な学びに取り組む実践、学校運営において教員・児童生徒・保護者の3者協議会あるいは、地域住民を含めた4者協議会の実践などがあります。しかし、多くの場合は教師の設定した枠の中での主体性の尊重に留まっていること、教員と児童生徒との関係性をタテの関係から変えていくことは難しいことが指摘できるでしょう。フリースクール、オルタナティブスクールなどにおいては、サドベリー・バレー・スクールのように学習内容、学費の決定や職員の人事を含めた学校運営にも子どもたちが関わる実践

もありますが、数として多いとはいえません。

したがって、子ども・若者の主体性を尊重し、豊かなヨコの関係性でつながる支援のあり方は、既存の教育・福祉の現場から学ぶことは難しく、意図的・目的的に、支援の目的・内容・方法を問い続ける中でそのあり方を確立していく必要があります。

<提起>

主体性を尊重すること、そのために支援者・被支援者との豊かなヨコの関係性が必要であることを考えてみよう。

ワーク2 子ども・若者の主体性を尊重する工夫

今までに関わってきた子ども・若者を支援する経験の中で、どんな子ども・若者の主体性を尊重する工夫をしてきましたか。その結果、工夫してよかったという経験、困ってしまった・失敗してしまったという経験はありますか。

(1) 個人ワーク

自分の経験を整理してみる。

いつ頃	支援の対象・目的・方法	支援してよかったこと	困ったこと・失敗したこと
○			
○			
○			

(2) グループワーク

発表して共有。

(3) グループ発表

どんな工夫をしてきたか、工夫してよかったこと、困ったこと・失敗したことについて。

講義2 子ども・若者の主体性を尊重する工夫の実践例

子ども・若者の主体性を尊重し、豊かなヨコの関係性でつながる支援が、具体的な支援実践を検討する中で確立されるものだとすれば、そのためにどのような実践に取り組みばいいのでしょうか。基本的には、すべての実践に、「主体性の尊重」を理念として埋め込んでいくことが必要になりますが、それは具体的にはどのような取り組みになるのでしょうか。

(1) 主体性を尊重する支援の事例（名古屋市緑児童館）

ここで、主体性を尊重した支援の事例を紹介したいと思います。名古屋市の緑児童館は、指定管理者としてこどもNPOが運営している児童館です。ここでは、子どもの主体性を尊重して、次のような運営方針をとっています。

- ① 利用規則・ルールを作っていません。何か問題が起こったときには、その場で子どもたちが考えることを求めます。
- ② 月に1回子ども会議を開いて児童館の運営に参加します。たとえば、子どもたちから、携帯電話やゲーム機の充電をするためにコンセントを使いたいという意見が出されたことがあったそうです。名古屋市としてはコンセント使用を認めないという方針でした。そこで、子どもから自転車で発電して充電することを提案され、工業高校の生徒が充電装置を手作りして設置することになりました。

子ども企画企画書

作成日：
 作成者：
 (1)企画名
 (2)企画するメンバーは？
 (3)企画目的：どうしてやりたいの？
 (4)開催希望日：いつ？何時にやる？
 (5)参加できる対象者？
 誰が参加できる？
 (6)何が必要？：材料
 (7)何が必要？：備品
 (8)その他

- ③ 年間2万円の子ども予算を確保して、子ども会議でその使い道を決めています。最近では、サンドバッグや、ボードゲームを購入しています。
- ④ 子どもが児童館の行事を企画することができます。子どもたちが企画書を書き、子ども会議で認められれば開催することができます。これまで、カードゲーム大会、DSゲーム大会、チョコバナナ作り、卵焼き作り、バンド練習、音楽フェスなどに取り組んでいます。失敗体験も大切なので、なるべく職員は助け船を出さないようにしているそうです。
- ⑤ 児童館通貨「Z」。児童館内でハローワークを常設し、仕事を紹介してもらって児童館通貨「Z」を稼ぐことができます。この「Z」で、子ども企画に必要な経費を用意します。

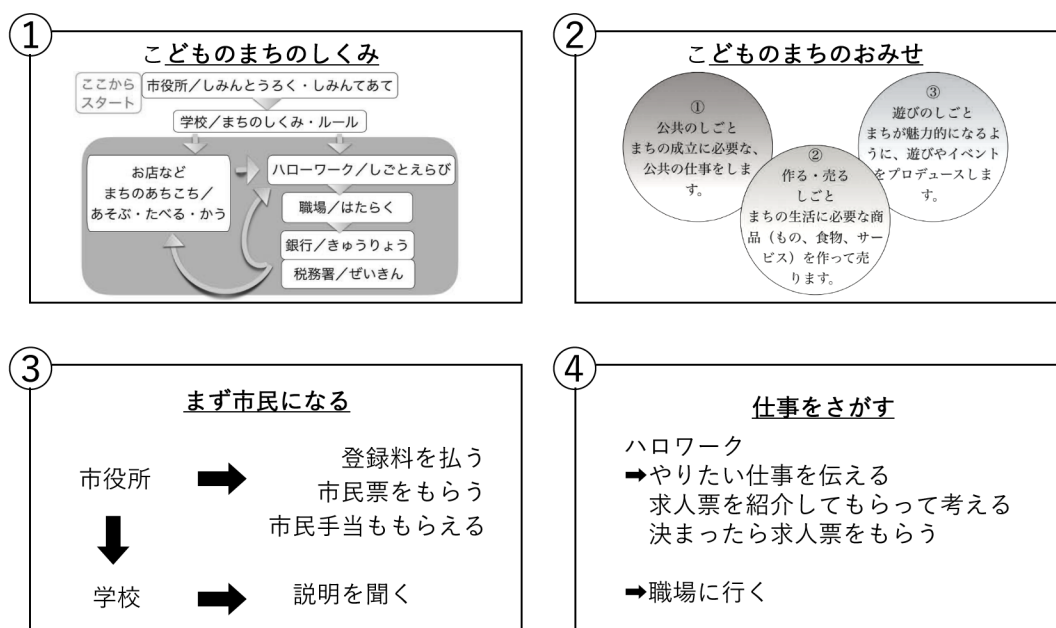
【ビデオ；NHKまるっと2021年1月28日放送「子どもの声を聞こう」5分】

(2) 主体性を尊重する支援の事例（こどものまち）

子ども・若者の主体性を尊重した支援のあり方を探究し、かつ支援者の養成を行うことができるフィールドワークとして、愛知教育大学の学生が参加する「こどものまち」の実践を紹介します。こどものまちは、1979年にミュンヘン市で取り組まれた「ミニ・ミュンヘン」に始まる、「すべてが子どもたちの遊びでつくられる模擬都市であり、ミニチュア版のまちのこと」とされています。

こどものまちの一般的なまちの仕組みは、次の図のようになっています。

- ① まちの市民になるための手続き(市民登録)を行う。参加費徴収、事前申し込み、年齢制限等の条件づけをすることもある。市民登録の前後にまちの仕組みやルールについて学ぶ研修を行うことが多く、ミニ・ミュンヘンのように一定時間こどものまちで働くことを要求することもある。
- ② ハローワーク(職業安定所)で、仕事を決定する。
- ③ 職場(店、公共機関等)で働く。働く時間に制限があるところもある。
- ④ 銀行で賃金が支払われる。多くの場合は、単位時間あたりの給料が支払われる。仕事内容や役割によって時給に差を設ける場合もある。税金を納めることになっているまちでは、給料から税金を支払う。
- ⑤ 給料を使って、遊んだり、食べたり、買い物をしたりする。
- ⑥ ②～⑤を繰り返す。



この基本的な活動の循環から、まちが形成され、そのまちを運営する活動も生まれます。まち全体を運営する機関として市長を置き、その選挙を行ったり、事業の企画・実施やルール・法律を策定するために議会を置いたりもします。まちのルール・法律を守るための警察や、市民の間の紛争解決のための裁判所を置くこともあります。

このような活動の中で、一人ひとりの子どもの遊びは多様に展開しますが、大きく3つのステップに分けてとらえることができます。

第1ステップ；子どもにとって、働くことは、とっても楽しい。

幼児から中高生まで、働くこと自体が遊びです。ごっこ遊び的な見立てる遊びから、創造的な活動、生産的な活動、子ども同士で関わりあう活動など、さまざまに展開する労働そのものに遊びの要素が込められています。さらに、一つの遊びだけで完結するのではなく、お金を貯めて気に入ったものを買いたい、店長をやってみよう、新しい店を作ってみたい、市長になってみたい、というように目標を持った遊びに発展します。市民である自分自身をマネジメントする遊びということもできます。

第2ステップ；働くことで、人と人がつながり、まちができる。

活動そのものが楽しいだけでなく、誰かのために作ってあげること、してあげること、感謝を表されること、喜ぶ姿を見ることを通して、労働の成果である生産物やサービスを介してつながり、職場の中での協働・協力を通してつながることを体験的に理解します。労働を通して、さまざまな出会いとふれあいとわかちあいが生まれ、関係性を形成する喜びとおもしろさを味わうことができます。

第3ステップ；「まち」に起こるいろんな問題を解決して遊ぶ。

働くことによって、自然発生的に人と人がつながり、まちが形成されますが、さまざまな問題も起こってきます。失業問題、ルール違反、犯罪、けんかなど、それらの問題について、子どもたち自身が考え、改善や解決に導いていきます。日本におけるこどものまち実践の特徴は、準備段階から子どもが参加してこどものまちを作り、運営することにあると言われていますが、こどものまちをマネジメントする遊びは、他ではあまり経験することができないこどものまち実践の醍醐味です。

こうしたステップは、年齢段階、発達段階にも対応し、年齢が上がるほど、高次の遊びを楽しむことができます。こどものまちにおいて、多様な子どもたちが、それぞれに、また一緒に楽しめるのは、こうした発達段階・個性に応じた遊び方を内包しているからでしょう。特に、第3ステップは、中学生、高校生年齢の子どもが活躍できる遊びです。

このように「こどものまち」は、子どもの主体性を尊重し、子ども同士の関係形成を進めながら、主体的活動を引き出すための仕掛けを内包しています。子どもの成長にとっての「こどものまち」の意義は次のようにまとめられると思います。

- ① **子どもの主体性**；まず、第一に、子どもの主体的活動を引き出すことです。このまちでは、「自己決定」が大切にされます。自分で仕事を選び、自分で決めた時間だけ働いて、受け取った賃金で、自分の好きな物を買ったり、食べたり、遊んだりします。自分で決めて、まちに参加して、働き、楽しむ。ここに活動する楽しさ、自分で決める楽しさがあります。
- ② **子どもの共同性**；第二に、他者のために働くということがあります。自分の楽しみのためだけに働くわけではありません。働くことで、誰かに喜ばれ、感謝される。それでまた働こうと思う。その関係性の中で働くということが、類似の「体験活動」と区別される点です。また、お店の中での共同性も重要です。小さい子も大きい子も、障がいを持った子も、お互いが協力しあってお互いの力を活かしあって働くことを学びます。
- ③ **子どもの社会性**；第三に、「働く」こと（雇用）と、「お金」が人と人をつなぎ、まちを作り出すことを体験的に学びます。雇用がなければ困ってしまうこと、お金を使う人がいなければ仕事が成立しないこと、そしてまちのマネジメント（行政）がないと、まちが成り立たないことを、いろんなトラブルを通して、またその解決に向けた取り組みの中で学びます。

ワーク3 子ども・若者支援の課題

研修をふりかえって、子ども・若者支援の課題について、気づいたことは何ですか。考えたことは何ですか。

- (1) 個人ワーク：ふりかえり
- (2) グループワーク：発表して共有。

自立を考えるワーク

ワークショップをやってみよう

自立とは何かを知るためのワークショップをやってみましょう。そのねらいは、私たちは誰もが脆弱であることを知ることと、そのような私たちであっても脆弱さを乗り越えられることを知ることです。

まずは、ワークをやっていただくことで、実感的な理解を得ていただき、そのあとで、テキストに目を通していただきたいと思います。

ワークの流れは以下のとおりです。合計で90分を予定しています。

時間	内容	概要
5分	オリエンテーション	今日のねらいの説明
5分	チェックイン	グループ分け(1グループ4人)
15分	ワーク1	今、自分の生活から何を引き算したら困ってしまうかを考える
15分	ワーク2	そのうち実際になくなる可能性があるもの(不安なもの)はどれか
10分	ワーク3	それがなくなったらどんなどんな気持ちになるのかを考える
15分	ワーク4	それがなくなったら、どう解決するかを考える
20分	ワーク5	困らないように普段から何ができるかを考える
5分	チェックアウト	今日の感想の共有

ワーク1 今、自分の生活から何を引き算したら困ってしまうかを考える (15分)

今、自分の生活からなくなったら困るものには、いろいろあると思います。たとえば、お金、友だち、健康、家族などです。どんなものがあるのかを、いくつでも考えてください。15分は、以下のとおり、5分ずつに分けて、進行します。

5分 個人ワーク

5分 グループでの共有ワーク (オンラインの場合、google documentに書き込む)

5分 全体でのワーク

<ワーク1のねらい>

- 自立には複数の依存先が必要であることを理解する
- より多くの依存先が失われるほどしんどいことを理解する

ワーク2 うち実際になくなる可能性(不安)があるものはどれか (15分)

ワーク1を踏まえて、「引き算したら困ってしまうもの」について、「実際になくなる可能性がある」「なくなるかもしれないと不安である」ものを、考えてください。ワーク1で挙げていなくても、何か、「なくなる可能性がある」、「なくなるかもしれないと不安である」ものが、心に浮かんだら追加してかまいません。15分は、以下のとおり、5分ずつに分けて、進行します。

5分 個人ワーク

5分 グループでの共有ワーク (オンラインの場合、google documentに書き込む)

5分 全体でのワーク どうしてそう思うかも聞く

<ワーク2のねらい>

- 依存先がたやすく失われてしまうことに気づく
- 実は、受講者の中にも、こうしたものを失っている人がいるかもしれないことに気づく

ワーク3 それがなくなったらどんな気持ちになるのかを考える (10分)

ワーク2を踏まえて、「引き算したら困ってしまうもの」が、本当になくなったら、自分がどんな気持ちになるのかを想像したり、感じたりしてください。これまでの人生で、大変なことがあって、自分自身について考えるのがつらいときは、席を外していただいてもかまいませんし、他の人に置き換えて考えてもかまいません。10分は、以下のとおり、5分ずつに分けて、進行します。

5分 個人ワーク

5分 グループでの共有ワーク (オンラインの場合、google documentに書き込む)

<ワーク3のねらい>

- 依存先を失う不安と向き合い、不安が何を引き起こすかを想像してみる。
- 依存先を失っている人たちの気持ちはどうかを想像してみる。

ワーク4 それがなくなったら、どう解決するかを考える (10分)

「引き算したら困ってしまうもの」が、本当になくなったときに、どうしたものかと戸惑ってしまうでしょう。そのときに、他の人の力を借りてみたらどうなるかをやってみます。15分は、以下のとおり、5分と10分に分けて、進行します。

5分 各自でそれがなくなったら困るというものを考えてちょっとストーリーを考える。

「何をなくしたのか」「どうやってなくしたのか」「いつなくしたのか」

「どのくらいなくしたのか」

10分 グループの人たちでその状況をどうやって乗り切るかをお互いに励ましあって提案する。

<ワーク4のねらい>

- エンパワメントされることを実感、実体験する。
- エンパワメントすることを実感実体験する。

ワーク5 困らないように普段から何ができるかを考える (20分)

「引き算したら困ってしまうもの」がなくならないように、あるいは、なくなってもなんとかできるように、「普段から」何ができるかをみんなで考えてみます。20分は、以下のとおり、10分ずつに分けて、進行します。

10分 ここにいるメンバーでお互いが困らないようにするためにできることを考えてみる。

10分 自立とは何かを考えてみる。

<ワーク5のねらい>

- レジリエンスを高める保護要因に着目する。
- 普段からレジリエンスを高めておくことの大切さに気付く。
- 自立とは何かを改めて考える。

資料 終わってからのスライド

①

ワークショップをやってみて、自立とはどういうことだと思いましたか。

自立とは

生きていくための脚に当たるものはなんだろう。

②

時代の変化

工業化社会

企業への男性の依存→男性への家計依存

脱工業化社会へ

企業による男性雇用の脆弱化

→家計の不安定化

③

脆弱化による困難に理由

- ・ 依存することへの不安(依存していると裏切られるのではないかという不安)
- ・ 依存先の減少をもたらす社会状況の変化

④

依存することへの不安を乗り越える

- ・ レジリエンス
 - ・ 本人にもともと備わっている回復力
 - ・ アントノフスキー
 - ・ 把握可能感
 - ・ 処理可能感
 - ・ 有意義感
- エンパワメントによってこれを引き出す

⑤

依存することへの不安を乗り越える

エンパワメント

統計的差別による力の剥奪

↓
フラットなコミュニケーションによる力の付与

⑥

依存先の減少をもたらす社会状況の劣化を乗り越える

社会的連帯経済

経済を市民の手に取り戻す

【例】時間銀行・協働組合・フードバンク・地域通貨

交換ではなく、互酬を基盤とする経済

ペアレント・トレーニングの考え方を理解する

ワークショップをやってみよう

ペアレント・トレーニングは、自尊感情を低くすることなく、高める関わり方です。悩みやストレスを抱える子ども・若者の自尊感情はとても低くなっているといわれています。支援者が、直接その悩みを抱える子どもや若者に対して、支援する方法として知って欲しいと考えています。また、悩みを抱えている子どもや若者を保護している保護者が、その子どもや若者の自尊感情を高めつつ関わる方法として、知らせて欲しいものだと思っています。

ワークの流れは以下の通りです。合計で90分を予定しています。

時間	内容	概要
5分	オリエンテーション	今日のねらいの説明
5分	チェックイン	グループ分け(1グループ2人)
25分	説明	ペアレント・トレーニングの考え方の説明と行動の三分類の説明 資料：スライドの1~4
30分	ロールプレイ	(5分)ロールプレイ1・2の寸劇やビデオの鑑賞 (25分)お互いに役を替えて、相手の気持ちになって、ワークをする
20分	シェアリング	シェアリングして振り返りし、感想の共有をする。スライド5を見て、他にもどのような場面ではめるのか、考える
5分	チェックアウト	ファシリテーターは、参加者が振り返りが上手くできたことをほめる

ワーク 褒め方のコツを知る

<ワークの流れ>

5分 オリエンテーション

5分 グループ分け⇒二人一組になる

25分 説明

スライド1~4を使って、ペアレント・トレーニング考えの基本は、良い行動に良い注目を与え、プラスの人間関係を作ることを知ります。行動の三分類を知り、どんな時に『ほめる』のか、どんな時に『注意』をするのか、どんな時に『叱る』のかを考えます。行動の三分類で、子ども・若者の行動にどのような対応をすると良いのか考える。

30分 ロールプレイ

まず、二人一組で母親役と子ども・若者役に分かれる。二つのロールプレイを見て、ロールプレイを真似してやってみます。(ロールプレイは下記にあげています)そして、役割を交代させてワークショップを行います。役割を交代させることにより、どんな気持ちになるのかを知り、感想を持ってもらいます。ほめるタイミングは、良い行動を始めたときすぐです。全てが出来てから、ほめる人が多いですが、良い行動が始まったらすぐほめることが、良いほめ方です。

20分 シェアリング

『(+)が欲しければ、(+)を与えよです。あなたが、(-)を与えたなら、(-)が返ってくる』ことをこのワークで実感してもらいたいです。わずかな、がんばりにも、良い注目を与えると子ども・若者の行動は良い方向に変わっています。この場面では、母親がゲームに関心示すという(+)を与えつつ、少しの時間は待てるということを知らせ、相手が動こうとする気持ちになるのを待っています。例として何をほめるのか、スライド5で例を挙げてみました。25%出来たらほめることも大切なことです。また、100%出来てからほめる人が多いですが、取り掛かり始めたらほめることも大切です。取り掛かりをほめられることにより、良い行動が持続しやすいことも実感してほしいところです。

<ロールプレイの内容>

<設定場面1>

食卓の上で何かをしていた子ども・若者の人に食卓の上を片付けて欲しいという設定。しかし、親のいうことがなかなか聞けず、すぐには片付けることが出来ない。

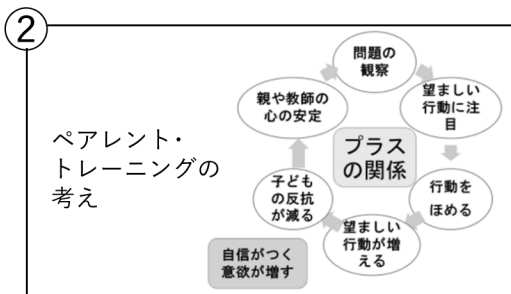
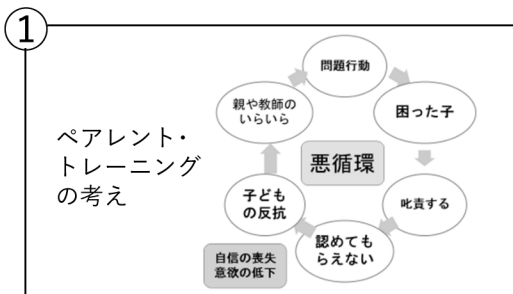
母親：食事をするので、すぐに片づけて！
 子ども：えー。もうちょっと待ってよ。これ、出来てから。このゲームがうまくいってから。
 母親：もう。いつもいつも そうやって つべこべ言うのだから(怒り)
 子ども：お母さんはいつもいつも怒ってばかり(怒り)

<設定場面2>

食卓の上で何かをしていた子ども・若者に食卓の上を片付けて欲しいという設定。しかし、すぐに片付けられなくても 様子を見ていて、その片付けが始まった直ぐに『ほめる』

母親：食事をするので、すぐに食卓の上を片付けて欲しいのだけど。
 子ども：今、このゲーム。ちょうどうまくいっているところ。ちょっとだけ待って。
 母親：あら、上手くいっているの。それは、面白いところだね。ちょっとって、どれくらい待てばいい？
 子ども：今、すごくうまくいっているので5分かな。10分かな？
 母親：どれどれ。良いね。じゃ、10分待つから。
 子ども：(ちょっと経ってから、片付け始める)
 母親：(しばらくして)あら、片付け始めたのね。早く片付けてくれて助かるわ。上手に片づけたわね。

資料 使用するスライド例

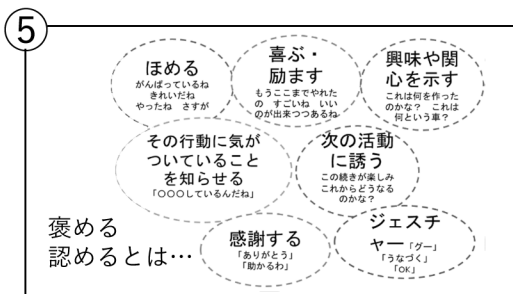


③

「子どもの行動観察と3つのタイプ分け」

好ましい行動 (増やしたい行動)	好ましくない行動 (減らしたい行動)	破壊的・ 他人を傷つける可能性のある 行動 (すぐ止めるべき行動)
・ほめる。 ・良いことに注目する。	注意を CCQ で。 冷静に、中立的 (拒絶ではない) 必ずほめて 終了	・命に関わる ようなこと (体罰はダメ) (叱ったら、水に流す)

- ④
- 《上手なほめ方のコツ》
- ・視線を合わせて：子どもの目を見て
 - ・近づいて：子どものそばに行って同じ目の高さで
 - ・感情をこめて：微笑んで頭や肩に手をあてて
 - ・タイミング：子どもの良い行動が始まったらすぐに
 - ・簡潔に：どの行動をほめているのかはっきりと
- 《子どもをほめるのではなく、行動をほめる。》



注意の仕方

ワークショップをやってみよう

きつく注意を受けると、誰だって傷つきやすいものです。注意したことを素直に子どもや若者が受け取り、その注意された行動が出来るようにしたいものです。

『CCQ』のテクニックを使うと注意が素直に入るようになります。『CCQ』は、穏やかに近くで落ち着いた声で注意することにより、自尊感情を低下させることなく、対応できるスキルです。また、その注意されたことが出来るようになったら、『ほめること』も重要なことです。

また、指示が上手く通らなかったら、ブロークンレコードで何度も繰り返しの指示があることも伝えておく必要があります。

ワークの流れは以下の通りです。合計で90分を予定しています。

時間	内容	概要
5分	オリエンテーション	今日のねらいの説明
5分	チェックイン	グループ分け(1グループ2人)
10分	CCQの説明	CCQについて知る。【資料：スライド1】
15分	ロールプレイ 1	(5分)ロールプレイCCQの寸劇やビデオの鑑賞 (10分)お互いに役を替えて、相手の気持ちになって、ワークをする
10分	シェアリング	シェアリングして振り返りし、感想の共有をする。
15分	ブロークンレコードの説明	ブロークンレコードについて知る。【資料：スライド2~4】
15分	ロールプレイ 2	(5分)ロールプレイ・ブロークンレコードの寸劇やビデオの鑑賞 (10分)お互いに役を替えて、相手の気持ちになって、ワークをする
10分	シェアリング	シェアリングして振り返りし、感想の共有をする。
5分	チェックアウト	ファシリテーターは、参加者が振り返りが上手くできたことをほめる

ロールプレイ 1 CCQの技法について知る

<ワークの流れ>

5分 オリエンテーション

5分 グループ分け⇒二人一組になる

10分 CCQの説明

スライド1を使って、『CCQ』について知る。C：Calm 穏やかに(あなた自身が穏やかに)
C：Close 近づいて(もう少し、子ども・若者に近づいてみましょう)Q：Quiet(落ち着いた声で、声のトーンを抑えて、はっきりした口調で)声掛けをすることを知らせます。

15分 ロールプレイ 1

まず、二人一組で母親役と子ども・若者役に分かれる。二つのロールプレイを見て、ロールプレイを真似してやってみます。(ロールプレイは下記にあげています)そして、役割を交代させてワークショップを行います。役割を交代させることにより、どんな気持ちになるのかを知り、感想を持ってもらいます。

10分 シェアリング

大きな声で注意をされたら、いうことを聞くことが出来ないし、分かっているけどすることが出来ないものです。声のトーンを落として、穏やかに話をされたら、聞こうとしようという気持ちになることを振り返ります。人と人との関係は、このようにお互いの気持ちに寄り添ってはじめて、プラスの関係が出来ることを感じてもらいます。

<ロールプレイの内容>

<設定場面：CCQ>

作業をしている子ども・若者に声をかける設定 作業をしているときにもう少し丁寧にやって欲しい時に使うテクニック

母親：この作業()、上手にやれているなあ(近づいて、穏やかに、落ち着いた声で)
 子ども：えっ。そう？そんなにうまくできているの
 母親：そう、とても丁寧にやっているよ。このあたりなんか、とても良いね。
 子ども：じゃ、もうちょっと 頑張ってみようかな。

ロールプレイ 2 ブロークンレコードの技法について知る

<ワークの流れ>

15分 ブロークンレコードの説明

スライド2・3・4を使って、『ブロークンレコード』について説明します。指示がなかなか通らなかったら、繰り返し同じことを指示するテクニックです。これは、CCQで伝えて初めて有効になる方法です。(ブロークンレコードは支援される人が、発達障害であるときに有効です。)

15分 ロールプレイ

まず、二人一組で母親役と子ども・若者役に分かれる。二つのロールプレイを見て、ロールプレイを真似してやってみます。(ロールプレイは下記にあげています)そして、役割を交代させてワークショップを行います。役割を交代させることにより、どんな気持ちになるのかを知り、感想を持ってもらいます。

10分 シェアリング

子どもや若者は、指示されたことが分かっているにもかかわらず、文句を言ったり、不適切な行動をしたりすることがあります。そんな時にこの方法を使うと子どもや若者の自尊感情を低下させることなく、コミュニケーションが取れる方法です。

<ロールプレイの内容>

<設定場面：ブロークンレコード>

朝、起きて服を着替えて出かけようかという設定。しかし、なかなか着替えることが出来ないので、ブロークンレコードのテクニックを使う。

母親：そろそろ、着替えてお出かけしようか。
 子ども：いやなあ。めんどくさいなあ。
 母親：着替えようか(CCQを使って)
 子ども：うーん、めんどくさいなあ、何処にもいかないから着替えない
 母親：着替えようか(CCQ)
 子ども：もう、出かけないから着替えない
 母親：とにかく 着替えようか(CCQ)
 子ども：分かった…着替えるわ

①

上手な褒め方・注意の仕方

CCQ

- ・穏やかに
- ・落ち着いた声で
- ・近くで

②

子どもが
従いやすい
指示の
出し方

予告→注意をひく→〈スタート〉

CCQ 穏やかに・近くで落ち着いた声
で
〈Calm Close Quiet〉

出来たらほめて終了

何度も指示を出すことがあるよと
予告しておくブローケン
レコード

③

ブローケン
レコードの
技法

①ブローケンレコードは、児童が指示に従
うまで、単調に指示を繰り返す方法です②子どもが、ロゴたえ（反抗）したり、議
論してきて、指示に従わないときや言い訳
をした時。③子どもが余計にいらいらして、指示をき
かなくなったり、逆ブローケンレ
コードで応戦してきたら中止

④

ブローケン
レコードの
技法2

穏やかさを保つ（のせられない）

指示を同じ言葉で正確に繰り返す。

せかさない。子どもの口答えが止ま
ったら少し待ちます。口調は、落ち着いた声
で。口答えには耳を
貸さないことを
伝えておく。

連携・ネットワークを考えるワーク

ワークショップをやってみよう

連携・ネットワークについて考えるためのワークショップをやってみましょう。そのねらいは、よりよい連携をするための考え方を身につけることと、連携の目的が「本人の意思決定の尊重」であることを確認することです。

まずは、ワークを通して、実感的な理解を得ていただき、そのあとで、テキストに目を通していただきたいと思います。

ワークの流れは以下のとおりです。合計で90分を予定しています。

時間	内容	概要
5分	オリエンテーション	今日のねらいの説明
5分	チェックイン	グループ分け(1グループ4～6人)
40分	ワーク1	グループごとに対策を考えてみよう 【高校2年生の女の子のケース】
30分	ワーク2	このようなケースは、普段からどのような手立てや仕組みがあれば解けるか。 また、どのようにすれば、助け合えるような関係をあらかじめ作っておけるか。
10分	チェックアウト	今日の感想の共有

ワーク1 グループごとに対策を考えてみよう (40分)

まず、次のケースを読み上げて共有します。

「あなたは、40歳の女性(受講者によって変えます)です。あなたがバイト先で一緒に働いている高校生2年生の女の子が家出をしたいというのです。彼女は家で親から暴力や暴言を受けていて、彼氏に相談したところ、一緒に逃げようという話になったそうです。彼氏もまだ定職にはついておらず、バイトをしています。あなたは彼氏のことも子どものころから知っていて、信用はしています。あなたはどうしますか。」

注意してほしいのは、()内にどんな立場の人を入れるかで見える「絵」が違うことです。40分は、以下のとおり、10分、15分、15分に分けて、進行します。

10分 個人ワーク

各自で、「高校2年生の女の子にはどんな支援が必要か」、「その支援を届けられるのは誰/どんな機関か」を考えます。

<個人ワークのねらい>

- 一つのケースに様々な角度からアプローチできることがわかる。
- このガイドブックを用いた研修で学んだ知識を生かす。

10分 グループワーク1 (アクターの可視化)

グループで、一人一人の意見をまとめて、支援を届けられる可能性があるアクターをマッピングします。例としては、警察、高校、児童相談所、バイト先、彼氏の家族などいろいろあるでしょう。この講座の資料も参考にしてください。アクターをリストアップしたら、アクターとアクターの関係(例 協力関係、信頼関係、介入困難、無関心など)を可視化してみるとよいでしょう。グループワークで大事なのは、インフォーマルなアクターと、フォーマルなアクターの両方が出ていることです。両方が出ているかを確認してみましょう。

<グループワーク1のねらい>

- 各自の知恵を出し合うプロセスを通じて「関係」を実感する。
- 関係の可視化の重要性に気づく。

10分 グループワーク2（ロールプレイ）

重要なアクターを4つから6つ選んでください。お互いにじゃんけんをして、各自がそのうちの一つのアクターになってみます。そして、上述のケースについて、それぞれの立場に立って、どのようにかかわるかを考えたうえで、働きかけたい相手に働きかけてみてください。なお、グループワークをしている途中で、「協力をするにあたって、本人の最善の利益という原則を意識しているのかどうか」について確認してください。これを2ラウンド行ってから①お互いにどのような条件があれば協力できるか、②協力できたらどんな成果を生み出せそうか、③その協力はどのようにしたら持続できそうか、を考えてください。

<グループワーク2ワークのねらい>

- 実感を持ちながら、協力のコツについて理解すること。

ワーク2 普段からどんな用意ができるかを考えておこう（30分）

ワーク1で出会ったようなケースは普段からどのような手立てや仕組みがあれば解けるでしょうか。どのようにすれば、助け合えるような関係をあらかじめ作っておけるでしょうか。協力するためのコツとは何でしょうか。こうした問いについて、考えてみましょう。30分は、以下のとおり、10分ずつに分けて進行します。

10分 個人ワーク

10分 グループでの共有ワーク（オンラインの場合、google documentに書き込む）

10分 全体での共有ワーク

<ワーク2のねらい>

- 協力のためのコツについて、考えてみること。

資料 終わってからのスライド

①

ワークショップをやってみて、よりよい連携をする＝よりよい協力をするためには、どんなコツがあったと思いますか？

②

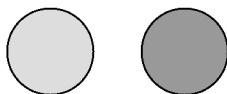
連携
切り離されたままでのつながり

ネットワーク
相互浸透によるつながり

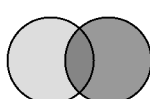
連帯
組織の連合体

③

連携



ネットワーク



④

ネットワークをつくる

他団体の組織限界を超える

- ・接点(出会い)を持つ
- ・一緒にやる(自団体だけでやらない)
- ・協力をコーディネートする
- ・組織限界を溶かす(パーソナルなつながりをつくる)

5

ネットワークをつくる

自団体の組織境界を緩くする

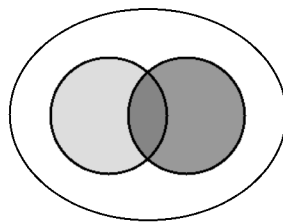
- ・メンバーシップを厳格に定義しない
- ・メンバーシップの重複を積極的に認める

その良さ

- ・子ども・若者とつながっている市民が参加できる
- ・子ども・若者を主体化できる

6

連帯



7

連帯をつくる

団体の団体：複数の団体が共通の利害を見出し協働行動をとる

(ネットワーク会議などをお通じて)複数団体による協働行動を仕掛ける

8

何のための連携か

本人にとっての選択肢を増やすことで意思決定を尊重する

最大化しようとしているのは、本人の自由自己決定

